

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援等の要請
- 第 3 章 出動の求め又は指示等
- 第 4 章 受援体制
- 第 5 章 部隊移動
- 第 6 章 応援等の引揚げの決定
- 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第 8 章 防災関係機関との連携
- 第 9 章 応援等実施計画及び受援計画
- 第 10 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (8) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (9) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (10) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (11) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (12) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (13) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (14) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (15) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (17) アクションプランとは、基本計画第 4 章 4 に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1—1）。

（1）災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の報告と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

- 第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式 1－2）。
 - 4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第 3 章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第 5 条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼するものとする（別記様式 2－1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2－2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告する

ものとする（別記様式２－２）。

- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第４章１（３）に定める災害が発生した場合は、別表Ａ－１及び別表Ａ－２に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。
- 4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式２－２）。
- 5 消防庁は、基本計画第４章１（３）に定める災害発生後、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第３項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

- 第６条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第４４条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式３－１）。
- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第１２条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
 - 3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
 - 4 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
 - （１）複数の都道府県において震度６弱（政令市等については震度５強）以上の地震が発生した場合
 - （２）複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合
 - （３）その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

(応援等決定通知)

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県の知事を経由して当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地を管轄する消防本部に対して通知するものとする（別記様式3-3）。

(航空小隊の基本的な出動都道府県)

第10条 航空小隊の基本的な出動都道府県は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 基本計画第4章2(1)イに定める第一次出動航空小隊は、別表Bのとおりとする。
- (2) 基本計画第4章2(2)イに定める出動準備航空小隊は、別表Cのとおりとする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第13条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第11条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 消防庁は、情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊（以下「代替出動隊」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む。以下同じ。）の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 5 指揮支援隊輸送航空小隊並びに救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 7 受援都道府県は、航空機の運用調整等の支援が必要と判断したときは、消防庁と調整し耐空検査等により出動できない航空小隊に対して、後方支援小隊として車両等による出動を要請するものとする。
- 8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

第4章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 第 14 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 13 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 15 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 16 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

第 5 章 部隊移動

(部隊移動の基本)

第 17 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 18 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

(1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求

めるものとする（別記様式6－1）。

- （2）前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- （3）第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- （4）長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6－3）。
- （5）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第19条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- （1）受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- （2）前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- （3）受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6－5）。
- （4）受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－6）。
- （5）前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－7）。
- （6）調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- （7）調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第20条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第21条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第22条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。

4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県知事に対してその旨を報告し、受援都道府県知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県知事への引揚げ決定通知)

第23条 第21条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

(帰署（所）報告)

第24条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 25 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5－1、5－2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 26 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

（1）基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合

（2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 27 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 D－1 及び別表 D－2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 30 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、指揮支援隊、都道府県大隊、統合機動部隊及び航空小隊が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 D－1 及び別表 D－2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式 3－1 又は 3－4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 28 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式 3－2）。

（迅速出動の中止）

第 29 条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに第 27 条の規定に基づく迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 30 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊長

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 31 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 32 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 34 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第35条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (4) 情報連絡体制に関する事。
 - (5) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第36条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
 - (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図る

ものとする。

- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 37 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 その他

(都道府県の訓練)

第 38 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 39 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 A－1（出動準備を行う緊急消防援助隊）

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸 上	航 空
I	最大震度 7（東京都特別区は 6 強以上）の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
II	最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III	ア 最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱）の地震が発生した場合	ア 震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（出動可能な場合に限る）	ア 震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	ア 震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
	イ 大津波警報が発表された場合	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（出動可能な場合に限る）	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
IV	噴火警報（居住区域）が発表された場合	噴火警報（居住区域）が発表された都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（出動可能な場合に限る）		噴火警報（居住区域）が発表された都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な指揮支援部隊長輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む）

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

別表 A－2（第 6 条 4 項（1）に規定する地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊）

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸 上	航 空
I	最大震度 7（東京都特別区は 6 強以上）の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
II	最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III	ア 最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱）の地震が発生した場合	ア 震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	ア 震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	ア 震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
	イ 大津波警報が発表された場合	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

別表B(第一次出動航空小隊)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊										
	指揮支援部隊長 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	★岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	★青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	★埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	群馬県	★新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	★茨城県	群馬県	★埼玉県	東京	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	★宮城県	福島県	群馬県	★千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	★宮城県	福島県	群馬県	千葉市	横浜市	★川崎市	山梨県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	★茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	福島県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	★千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	★川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	★茨城県	栃木県	群馬県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市
神奈川県	東京	埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	★千葉市	浜松市	静岡県	静岡市	
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	★宮城県	★山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京	石川県	
富山県	京都市	埼玉県	新潟県	★東京	石川県	福井県	★山梨県	愛知県	岐阜県	名古屋市	
石川県	京都市	埼玉県	富山県	福井県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	★滋賀県	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	★愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	岐阜県	★静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	★静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	山梨県	浜松市	三重県	★滋賀県	
静岡県	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	横浜市	川崎市	★千葉市	岐阜県	★愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	★浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	★滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	★大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	★神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	★神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	★滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山市	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	★徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	★滋賀県	★京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	広島市	京都市	鳥根県	大阪市	兵庫県	神戸市	★岡山県	岡山市	広島県	香川県	
鳥根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	★広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	★鳥取県	鳥根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	★鳥根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	北九州市	福岡市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	★鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	北九州市	福岡市	大分県	
徳島県	広島市	愛媛県	高知県	大阪市	★兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	★岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	★大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	★広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島県	広島市	山口県	★愛媛県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	★大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	★熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	宮崎県	★鹿児島県	
大分県	福岡市	高知県	愛媛県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	熊本県	★宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	★大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	★熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	大分県	★宮崎県	

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

注2 ★については、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。

別表C(出動準備航空小隊)

災害発生 都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	群馬県	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	浜松市	静岡県	静岡市
青森県	茨城県	群馬県	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	浜松市	静岡市
岩手県	茨城県	群馬県	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	浜松市	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	石川県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	群馬県	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	石川県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	★宮城県	仙台市	山形県	石川県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	★宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	★宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	三重県	浜松市	愛知県	名古屋市	滋賀県	大阪市
東京都	★宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	三重県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
神奈川県	★宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	浜松市	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	三重県	滋賀県	大阪市	神戸市
石川県	群馬県	★東京	和歌山県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	鳥取県
福井県	新潟県	東京	★埼玉県	山梨県	岡山県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	福島県	愛知県	名古屋市	三重県	★京都市	大阪市
長野県	栃木県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	★京都市	大阪市
岐阜県	★埼玉県	東京	横浜市	川崎市	新潟県	静岡県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	★京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	★埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	新潟県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	★埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	岡山県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	★埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	岡山市	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	★高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	★高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	★高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	★高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	★高知県	北九州市	福岡市	熊本県
島根県	東京	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	★高知県	北九州市	福岡市	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	★高知県	北九州市	福岡市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	★京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	北九州市	福岡市	熊本県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	★京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	北九州市	福岡市	熊本県
愛媛県	東京	滋賀県	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	★京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	北九州市	福岡市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	★京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 ネットワークについては、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

注2 ★については、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。

別表 D－1（迅速出動に係る措置要求等の内容）

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸 上	航 空
I	最大震度 7（東京都特別区は 6 強以上）の地震が発生した場合 ※1	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊及び出動準備航空小隊のうち必要な隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・情報収集航空小隊 2 隊 ・救助・救急・輸送航空小隊 5 隊以上 ※2
II	最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震が発生した場合 ※1	震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊部隊長の属する指揮支援隊（出動可能な場合に限る）	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊（情報収集航空小隊の代替出動隊を含む） ※2
III	最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱）の地震が発生した場合 ※1	別表 A－1 において出動準備をしている隊の中から必要な隊		

※1 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

※2 出動区分 I 及び II において、情報収集航空小隊を 2 隊確保するものとし、震央管轄都道府県航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊を含め、ヘリサットを装備した航空小隊を 1 隊は確保する。

別表Ｄ－２（第６条４項（１）に規定する地震が発生した場合における迅速出動に係る措置要求等の内容）

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸 上	航 空
I	最大震度 7（東京都特別区は 6 強以上）の地震が発生した場合 ※1	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・情報収集航空小隊 2 隊 ・救助・救急・輸送航空小隊 5 隊以上 ※2
II	最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震が発生した場合 ※1	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊（情報収集航空小隊の代替出動隊を含む） ※2
III	最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱）の地震が発生した場合 ※1	別表 A－２において出動準備をしている隊の中から必要な隊		

※1 基本計画第４章４に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

※2 出動区分 I 及び II において、情報収集航空小隊を 2 隊確保するものとし、震央管轄都道府県航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊を含め、ヘリサットを装備した航空小隊を 1 隊は確保する。

緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
時		分	

（消防庁長官） 殿

（都道府県知事）

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃								
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村								
出動を希望する区域・活動内容									
災 害 の 状 況									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">原子力施設等</td> <td style="width: 25%;">有 ・ 無</td> <td style="width: 25%;">被 害</td> <td style="width: 25%;">有 ・ 無 ・ 不明</td> </tr> <tr> <td>石油コンビナート等</td> <td>有 ・ 無</td> <td>被 害</td> <td>有 ・ 無 ・ 不明</td> </tr> </table>	原子力施設等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明	石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明
	原子力施設等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明					
石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明						

応 援 等 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
	その他参考となるべき事項 （必要資機材等）				

＜連絡責任者＞

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分								
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村								
出動を希望する区域・活動内容									
災 害 の 状 況									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力施設等</td> <td style="width: 20%;">有 ・ 無</td> <td style="width: 20%;">被 害</td> <td style="width: 30%;">有 ・ 無 ・ 不明</td> </tr> <tr> <td>石油コンビナート等</td> <td>有 ・ 無</td> <td>被 害</td> <td>有 ・ 無 ・ 不明</td> </tr> </table>	原子力施設等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明	石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明
	原子力施設等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明					
石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害	有 ・ 無 ・ 不明						

応 援 等 連 絡 日 時	平成 年 月 日 時 分																																														
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出動可能な全隊</td> <td style="width: 10%;"></td> <td rowspan="4" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">特殊災害小隊</td> <td style="width: 40%;">毒劇物等対応小隊</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>指揮支援隊</td> <td></td> <td>N災害対応小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指揮隊</td> <td></td> <td>B災害対応小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火小隊</td> <td></td> <td>C災害対応小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救助小隊</td> <td></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">特殊装備小隊</td> <td>大規模危険物火災等対応小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急小隊</td> <td></td> <td>密閉空間火災等対応小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後方支援小隊</td> <td></td> <td>遠距離大量送水小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信支援小隊</td> <td></td> <td>消防活動二輪小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空小隊</td> <td></td> <td>震災対応特殊車両小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水上小隊</td> <td></td> <td>水難救助小隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>その他()</td> <td></td> </tr> </table>	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		指揮支援隊		N災害対応小隊		指揮隊		B災害対応小隊		消火小隊		C災害対応小隊		救助小隊		特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊		救急小隊		密閉空間火災等対応小隊		後方支援小隊		遠距離大量送水小隊		通信支援小隊		消防活動二輪小隊		航空小隊		震災対応特殊車両小隊		水上小隊		水難救助小隊				その他()	
	出動可能な全隊		特殊災害小隊		毒劇物等対応小隊																																										
	指揮支援隊				N災害対応小隊																																										
	指揮隊				B災害対応小隊																																										
	消火小隊			C災害対応小隊																																											
	救助小隊		特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊																																											
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊																																											
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊																																											
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊																																											
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊																																												
	水上小隊		水難救助小隊																																												
			その他()																																												
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)																																															

＜連絡責任者＞

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。 22

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃								
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村								
災 害 名									
災 害 の 状 況	<table border="1"> <tr> <td>原子力施設等</td> <td>有・無</td> <td>被 害</td> <td>有・無・不明</td> </tr> <tr> <td>石油コンビナート等</td> <td>有・無</td> <td>被 害</td> <td>有・無・不明</td> </tr> </table>	原子力施設等	有・無	被 害	有・無・不明	石油コンビナート等	有・無	被 害	有・無・不明
原子力施設等	有・無	被 害	有・無・不明						
石油コンビナート等	有・無	被 害	有・無・不明						

出 動 準 備 を 依 頼 す る 隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊		特殊災害小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
	連絡事項 (必要資機材等)				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

(消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
 代表 消防機関 消防長) 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

応援先(都道府県名)						
災 害 名						

種 別		可能隊数	人数	出動隊数	人数	備 考	登録隊数
指揮支援隊							
指揮隊		()	()	()	()		
消火小隊		()	()	()	()		
救助小隊		()	()	()	()		
救急小隊		()	()	()	()		
後方支援小隊		()	()	()	()		
通信支援小隊		()	()	()	()		
航空小隊							
水上小隊							
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊						
	N災害対応小隊						
	B災害対応小隊						
	C災害対応小隊						
	大規模危険物火災等対応小隊						
	密閉空間火災等対応小隊						
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊						
	消防活動二輪小隊						
	震災対応特殊車両小隊						
	水難救助小隊						
	その他()						
合 計							

※()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。

最も早く出動可能な隊(指揮支援隊及び航空小隊を除く。)	出動予定時間	時	分
	出動時間	時	分

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市 町 村 長 }

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	市区 町村
災 害 名	
災 害 の 状 況	
	原子力施設等 有 ・ 無 被 害 有 ・ 無 ・ 不明
	石油コンビナート等 有 ・ 無 被 害 有 ・ 無 ・ 不明

出 動 区 分	求め ・ 指示（消防組織法第44条第__項）				
アクションプラン	適用（ ） ・ 非適用				
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
求め又は指示する 隊 の 規 模	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊	()		B災害対応小隊	
	消火小隊	()		C災害対応小隊	
	救助小隊	()	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊	()	密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊	()	特殊 装 備 小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊	()		消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
応 援 先	市区 町村				
進 出 拠 点					
連 絡 事 項					

※()内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊の規模を内数で記載すること。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式3-1又は3-4）のとおりに
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

〔受援体制チェックシート〕

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸上から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

都道府県消防防災主管部長
消防長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	求め ・ 指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ ） ・ 非適用
アクションプラン	適用（ ） ・ 非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式2－2）のとおり
連 絡 事 項	

〔受援体制チェックシート〕

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸上から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

27

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消 防 庁 長 官	}	殿
市 町 村 長		
指揮支援部隊長		

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 決 定 日 時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連 絡 事 項	

＜連絡責任者＞

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引 揚 決 定 日 時	平成 年 月 日 時 分
引 揚 決 定 し た 隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	

1 指揮支援隊の出動状況

出動先		都道府県				
		市区町村 (消防本部名)				
時 系 列	出動期間			～		～
	活動期間			～		～
	求め又は指示日時	日				
		時				
	出動日時	日				
		時				
	被災地到着日時	日				
時						
被災地引揚日時	日					
	時					
帰署日時	日					
	時					
隊 数 等	出動隊数・人数		隊	名	隊	名
			合計		隊	名
	活動延べ隊数・人数		隊	名	隊	名
			合計		隊	名
宿営場所				期間	～	
				期間	～	

2 都道府県大隊(航空・水上小隊を除く)の出動状況

出動先		都道府県 市区町村										
時 系 列	出動期間		～	～	～							
	活動期間		～	～	～							
	求め又は指示日時 (部隊移動含む)	日 時										
	出動日時	日 時										
	集結完了日時	日 時										
	進出拠点到着日時	日 時	使用進出拠点 (広域進出拠点)									
	活動開始日時	日 時										
	活動終了日時	日 時										
	被災地引揚日時	日 時										
	帰署(所)日時	日 時										
	宿営場所(救助活動拠点)		期間	～								
期間			～									
期間			～									
隊 数 等	出 動 数	指揮隊	隊		名							
		消火小隊	隊		名							
		救助小隊	隊		名							
		救急小隊	隊		名							
		後方支援小隊	隊		名							
		通信支援小隊	隊		名							
		特殊災害小隊	隊		名							
		特殊装備小隊	隊		名							
		合計	隊		名							
	活 動 延 べ 数	指揮隊	隊		名							
		消火小隊	隊		名							
		救助小隊	隊		名							
		救急小隊	隊		名							
		後方支援小隊	隊		名							
		通信支援小隊	隊		名							
		特殊災害小隊	隊		名							
		特殊装備小隊	隊		名							
		合計	隊		名							
活 動 状 況	火災件数		件									
	救助人員	計	名	生存	名	死亡	名					
	救急出動件数	計	件	搬送件数	件	不搬送件数	件					
	救急搬送人員	計	人	死亡	人	重症	人	中等症	人	軽症	人	その他

別記様式5-1(総括表)

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動状況

出動先		都道府県										
		市区町村										
時 系 列	出動期間		～		～							
	活動期間		～		～							
	求め又は指示日時 (部隊移動含む)	日 時										
	出動日時	日 時										
	集結完了日時	日 時										
	進出拠点到着日時	日 時	使用進出拠点 (広域進出拠点)									
	活動開始日時	日 時										
	活動終了日時	日 時										
	被災地引揚日時	日 時										
	帰署日時	日 時										
	隊 数 等	出 動 数	指揮隊	隊		名						
消火小隊			隊		名							
救助小隊			隊		名							
救急小隊			隊		名							
後方支援小隊			隊		名							
通信支援小隊			隊		名							
特殊災害小隊			隊		名							
特殊装備小隊			隊		名							
合計			隊		名							
活 動 延 べ 数		指揮隊	隊		名							
		消火小隊	隊		名							
		救助小隊	隊		名							
		救急小隊	隊		名							
		後方支援小隊	隊		名							
		通信支援小隊	隊		名							
		特殊災害小隊	隊		名							
		特殊装備小隊	隊		名							
	合計	隊		名								
活 動 状 況	火災件数				件							
	救助人員	計	名	生存	名	死亡	名					
	救急出動件数	計	件	搬送件数	件	不搬送件数	件					
	救急搬送人員	計	人	死亡	人	重症	人	中等症	人	軽症	人	その他
宿営場所(救助活動拠点)		期間		～								
		期間		～								

別記様式5-1(総括表)

4 航空小隊の出動状況

出動先		都道府県		1		2		3						
		市区町村												
活動人員		延べ		隊		名		出動日数		延べ		日間		
時 系 列	求め又は指示日時		日											
			時											
	出動日時		日											
			時											
	帰署(所)日時		日											
			時											
活動 状況			火災		救助		救急		輸送		情報収集		計	
	件数		件		件		件		件		件		件	
	救助・搬送人員		名		名		名		名				名	
	詳細 事項		消火 回 数 着陸		軽症		名		隊員		名			
					中等症		名		隊員以外		名			
					重症		名		資機材等		名			
					その他		名		緊急物資		名			

5 水上小隊の出動状況

出動先		都道府県		1		2		3						
		市区町村												
活動人員		延べ		隊		名		出動日数		延べ		日間		
時 系 列	求め又は指示日時		日											
			時											
	出動日時		日											
			時											
	帰署(所)日時		日											
			時											
活動 状況			火災		救助		救急		輸送		その他		計	
	件数		件		件		件		件		件		件	

6 各活動状況等

隊員の負傷の有無			日報	参照
			日報	参照
			日報	参照
			日報	参照
車両・資機材の損傷の有無			日報	参照
			日報	参照
			日報	参照
			日報	参照
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例・有効資機材等				
緊急消防援助隊の活動に関する困難事例・課題等（左欄） 課題等に対する改善策等（右欄）				

別記様式5-1(総括表)

7 無償使用車両の出動状況等

	無償使用車両名等	消防本部名	活動概要	運用等に対する課題等
1				
		出動期間		
		～		
2				
		出動期間		
		～		
3				
		出動期間		
		～		
4				
		出動期間		
		～		
5				
		出動期間		
		～		
6				
		出動期間		
		～		
7				
		出動期間		
		～		
8				
		出動期間		
		～		
9				
		出動期間		
		～		
10				
		出動期間		
		～		

各都道府県における消防本部毎の出動状況

〇〇都道府県

平成 年 月 日

[illegible]

部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市 町 村 長 }

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現 在 の 出 動 先	都道 府 県	市区 町 村
部 隊 移 動 先	都道 府 県	市区 町 村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する 隊 の 規 模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
連 絡 事 項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）				
求め又は指示日時	平成	年	月	日	時 分
現在の出勤先	都道府県		市区町村		
部隊移動先	都道府県		市区町村		

求め又は指示する隊					
求め又は指示する 隊 の 規 模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
連 絡 事 項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め ・ 指 示 (消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県大隊長 殿
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指 示 日 時	平成 年 月 日 時 分
現 在 の 出 動 先	都道 府県 市区 町村
部 隊 移 動 先	都道 府県 市区 町村

指 示 する 隊					
指 示 する 隊 の 規 模	全 隊		特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他()	
連 絡 事 項					

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消 防 庁 長 官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示（消防組織法第44条の3第1項）
指 示 日 時	平成 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 }
市 町 村 長 } 殿

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示（消防組織法第44条の3第1項）
指 示 日 時	平成 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添（別記様式6-5）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
統合機動 部隊長	所属			
	TEL		FAX	
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
統合機動 部隊長	所属			
	TEL		FAX	
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
統合機動 部隊長	所属			
	TEL		FAX	
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
統合機動 部隊長	所属			
	TEL		FAX	
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			